

## 厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について配慮を求める意見書

飲食・宿泊業者においては、その業種や店舗・施設によって、非喫煙又は喫煙双方の環境を望む利用者がいることから、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、分煙措置に努めるほか、利用者の意図しない受動喫煙への接触を防止するため、実態に応じたさまざまな対策を自主的に進めている。

特に、京都府内では、平成24年に受動喫煙防止憲章を府が策定し、この憲章の趣旨に賛同した京都府内の生活衛生をはじめとする組合団体が「京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会（以下「協議会」という）」を結成し、京都市も加えた三者で「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」を締結し、協議会に参画する各組合の加盟店舗を対象に、店舗等における受動喫煙防止対策の状況を示す「店頭表示ステッカー」を貼付する取り組みを官民一体となって推進している。また、各団体においても、従業員（特に未成年者及び妊産婦等）に対する受動喫煙防止対策についても積極的に取り組んでいる。

平成28年10月に、厚生労働省により公表された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）（以下「たたき台」という）」による「原則禁煙」という措置では、多くの事業者が、店舗・施設の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられない。また、サービス業界では、多種多様な利用者への対応を著しく損ない、客数や客単価の減少に伴う売り上げの減少につながる懸念される。

諸外国と異なり、日本においては、駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により、路上での喫煙が厳しく制限されていることも多く、利用者に店外での喫煙を求めることができず、その影響は諸外国と比して甚大なものとなる懸念される。加えて、効果的とされる分煙措置を採っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改作のための追加費用が生じるおそれがある。

については、国におかれては、たたき台が求める「原則禁煙」に関しては、下記のことを考慮するよう、関係諸団体の意見を十分聞き入れて、適切に対応されるよう強く要望する。

- 1 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
- 2 効果的とされている分煙措置を採っている店舗・施設については、相当の配慮をすること。
- 3 受動喫煙防止の観点から、喫煙室を効果的に設置する等、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕